

TC フォーラム秋の大学習会(2023年11月7日)のご報告  
～国税通則法改正から10年:税務調査の実態と納税者の権利

日時:2023年11月7日 13時30分～

会場:東京・衆院第2議員会館第8会議室

開催方法:ハイブリッド(議員会館+オンライン)開催

2011(平成23)年11月末に成立した国税通則法(国通法)改正では、納税者権利憲章制定案が見送られてしまいました。その一方で、2013(平成25)年1月1日から税務調査手続が大きく変わりました。この調査手続改正からおおむね10年経過しました。

そこで、納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラムは、「国税通則法改正から10年:税務調査の実態と納税者の権利」のタイトルで、2023年秋の大学習会を開催しました。

学習会へは、議員会館に26人、全国各地からのオンライン(ZOOM)参加は、138人を数える団体および個人の参加がありました。また、2人の国会議員に、来席、激励の挨拶を頂きました。学習会への参加者は、総勢300人を超えました。この問題に対する感心の高さが伺えます。今秋の学習会を成功裏に終えることができました。報告者および参加者、そして献身的にハイブリッド開催・会場設定にかかわった方々に心からお礼申し上げます。

なお、当日は、予想を上回るオンラインでのアクセスがありました。参加できなかった方もいると思います。アクセスしていただいても参加できなかった方にはお詫び申し上げます。当日の学習会は録画録音をしております。ご希望の方は、[info@tc-forum.net](mailto:info@tc-forum.net)宛てにメールをいただければ、録画録音データを送付いたします。

\* \* \*

学習会では、石村耕治 TCフォーラム代表委員・白鷗大学名誉教授が「基調報告」をしました。続いて、岡田俊明 TCフォーラム役員・税理士、および八代司 TCフォーラム役員・税理士が「税務行政の現状と税務調査の実態」について報告をしました。(当日の報告レジメ・資料については、[こちら](#)にアクセスすれば入手できます。)

これらの報告を踏まえて、続いて、報告者と会場参加者やリモート参加者との「討論/ディスカッション」を行いました。

参加者からは、コロナ禍終息後、臨場調査が急増している、との発言がありました。とりわけ、税務調査時の電子データへのアクセス・求め(提示・提出、留置きなど)が多くなっているとの指摘がありました。税務調査官により電子データへのアクセスの際の手続があまりにも不透明であるとの警鐘が相次ぎました。

また、明年(2024年)1月1日に発効する電子帳簿保存法(電帳法)上の「電子取

引で授受した電子データの保存の義務化」などをめぐり今後の税務調査がどう変容していくのかなどについても、活発な議論が交わされました。

帳簿書類の電子化・デジタル化が進むなか、電子データに対する税務調査のあり方について納税者・税務専門職の関心の高さが伺えました。この点について、在野に、納税者サイドに立った積極的な議論がほとんどない実情にあることが浮き彫りになりました。言いかえると、納税者の手続上の権利利益を護るためには、電子データに対する不適切な税務調査をいかに法的にコントロールし、在野から適切な対応策を示すことが至近の重い課題であることを痛感させられました。

今後、TC フォーラムにおいても、「税務調査のデジタル化ワーキンググループ」(作業部会/WG)を立上げ、問題点を精査したいと思います。精査結果を、会員にフィードバックしたいと思います。

\* \* \*

「討論／ディスカッション」では、鶴見祐策 TC フォーラム共同代表から、とりわけ重要な発言がありました。「課税処分のための税務調査は、あくまで『任意』調査であること、言いかえると、令状(許可状)を前提とした強制調査とは異なることを前提に、納税者・税理士は適正に税務調査に対応して欲しい。」との指摘です。

確かに、税務調査で、納税者や関与税理士が調査官との妥協だけを優先すると、次第に課税庁の権限をコントロールできなくなることが危惧されます。切然たる態度で税務調査に臨んで欲しい、との法律の専門家である弁護士から警鐘を鳴らす視点です。原点に立ち返って、調査法制を納税者の権利利益をファーストに解釈しないといけません。でないと、税務当局の違法・不適切な調査を野放しにすることになりかねないわけです。非常に大事な視点であり、かつ、調査の現場に立ち会っている者も、しばしば忘れがちなポイントです。重く受け止めたいと思います。税理士は、税務や会計はもちろんのこと、法律の専門家としても納税者の権利利益を護れる存在でなければならないと思います。

\* \* \*

最後に、益子良一TCフォーラム共同代表が、「どのようにして納税者権利憲章の制定にこぎつけるのか」の視点から、次のような言葉でむすびました。

「わが国は、申告納税制度を基調とする民主主義国家の一員なはずです。とすれば、税制に『納税者は権利主体である』という思考回路を設けるグローバルな流れを、わが国にもしっかりと定着させないといけません。すなわち、『納税者は義務主体以外の存在ではありえない』というわが国の課税庁の文化を変え、納税者ファーストの組織に変えることは急務です。そのためには、納税者権利憲章の制定は必須の課題です。」

「自公政権が長く続く今日、確かに納税者権利憲章の制定に向けた巻き返しは容易ではありません。しかし、復興増税大綱のなかで、『納税者権利憲章の策定等(「納税者権利憲章」の作成・公表、国税通則法の名称変更、同法の目的規定の改正)に

については、見送ることとする』としながらも、『政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。』と記しています。この記載においては、納税者の『権利』の文言が意図的に抜かれていることがわかります。下書きをした財務官僚の巧妙さが透けて見えてきます。いずれにしろ、わが国において納税者の『権利利益』を確固たるものにするための納税者権利憲章の制定が優先的な政治課題である状況には変わりがないわけです。広く世論を喚起し、超党派で、国通法、その名称の変更・適正化を含め、再チャレンジしないとイケません。』と。

\* \* \*

「『権利』という言葉が哲学して相手方と相入れない。」との言い訳をし、納税者権利憲章の制定を見送りとした当時の民主党税調会長代行の発言、信念の欠如には深い失望を憶えます。おおよそ健全な民主主義とは相入れないなれ合い優先の永田町の政治姿勢です。当時の野田政権で復活した民主党税制調査会の位置づけが不明確でした。このため、党税調は政府への要望に力点を置く状況となり、責任を持って政策決定をする税調の姿は見あたりませんでした。民主党(当時)は、2009年衆院選マニフェスト(政権公約)に、納税者権利憲章の制定と共通番号(マイナンバー/国民総背番号制)の導入を盛り込んでいました。納税者権利憲章の制定は吹っ飛んでしまいました。そして人権侵害ツールである共通番号(マイナンバー)だけが猛威を振るう社会になってしまいました。

\* \* \*

いずれにせよ、現在のような立法環境では、TCフォーラムのような納税者団体が打ち立てた租税政策を法律にするには、政府立法のベースに乗るか、あるいは、議員立法を野党に乞うこととなります。納税者権利憲章法案などを掲げるTCフォーラムの政策を法律として成立させるには超党派とスクラムを組み、この運動を拡大する「勢い」が必要です。

TCフォーラムは、空砲を打つ、花火を打ち上げる「力」はついてきました。どんな組織でもしっかり政策を実現に導けてはじめて評価されます。TCフォーラムは、わが国の立法環境をしっかりと学習したうえで、「納税者権利憲章の制定」という打ち立てた租税政策実現に向けて超党派での積極的な運動を展開していきたいと思えます。

末筆ながら、今秋の大学集会を成功裏に終えられたことを、会員および関係者の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後とも引き続きTCフォーラムへのご支援・ご協力を切にお願いいたします。